

障害福祉サービス等事業者 のための集団指導[令和3年度]



令和4年3月

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 福祉基盤課

はじめに



本年度の集団指導では、令和4年度からの事業運営にあたり、特に御留意いただきたい内容を中心に説明をいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場にて実施するものに代えて動画視聴により研修を実施いたします。

すべての動画を視聴後、「電子申請システム」のアンケート機能を利用し、「出席登録」をお願いします。

次第

1. 令和3年度報酬改定に伴う変更点について
2. 指導・監査について
3. 周知事項

1 報酬改定に伴う変更点 全サービス共通

虐待防止措置の強化

(ア) 虐待防止の取り組みの強化

【改定前】努力義務

職員の研修
虐待防止等のための責任者の設置



【改定後】R 3年度は努力義務・R 4年度から義務化

職員の研修
虐待防止等のための責任者の設置
虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果を
従業者へ周知

虐待防止措置の強化

虐待防止委員会の役割

虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画作成
虐待防止のチェックとモニタリング
虐待発生後の検証と再発防止策の検討

虐待防止委員会は少なくとも年に1回は開催すること

虐待防止措置の強化

参考1 国Q & A 抜粋

(問) 虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画とはどのようなものか。

(答) 例えば、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に掲載している「労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト」を活用した労働環境等の計画的確認などが考えられる。

虐待防止措置の強化

参考2 国Q & A 抜粋

(問) 虐待防止の取組について、小規模な事業所にも過剰な負担とならないようにするには、どのような取組が考えられるか。

(答) 虐待防止委員会については、事業所単位ではなく法人単位での設置を可能としているほか、人数についても管理者や虐待防止責任者が参画していれば**最低人数は問わない**こととしている。

また、**虐待防止の研修は協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に参加した場合も認める**こととしている。

さらに、研修については、厚生労働省の作成した職場内研修用冊子「障害者虐待防止の理解と対応」を活用するほか、事業所間で虐待防止に関する課題を共有した上で、研修を複数事業所で合同して実施する等の取組が考えられる。

虐待防止措置の強化

(イ) 身体拘束の適正化

以下の から の規定を追加 訪問系は ~ を追加

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

➡上記基準を満たしていない場合は、「身体拘束廃止未実施減算」の対象（令和5年4月から適用）

福祉・介護職員処遇改善加算等の見直し

(ア) 処遇改善加算の変更点

加算区分の見直し

加算区分	要件
区分（ ）	キャリアパス要件 + + + 職場環境等要件
区分（ ）	キャリアパス要件 + + 職場環境等要件
区分（ ）	キャリアパス要件 または + 職場環境等要件
区分（ ）	キャリアパス要件 または または職場環境等要件
区分（ ）	いずれの要件も満たさない

廃止（ ）

令和2年度末から引き続き算定する事業所のみ令和3年度中までは算定可能

(イ) 特定処遇改善加算の変更点

配分ルールの変更(要件の一部緩和)

【改定前】

「経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の値上げ又は年収440万円までの賃金増

「経験・技能のある障害福祉人材」は「他の障害福祉人材」の平均改善額の2倍以上

「その他の職種」は「他の障害福祉人材」の平均処遇改善額の2分の1以下

【改定後】

「経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の値上げ又は年収440万円までの賃金増

「経験・技能のある障害福祉人材」は「他の障害福祉人材」の平均改善額を **上回る**

「その他の職種」は「他の障害福祉人材」の平均処遇改善額の2分の1以下

10

業務継続に向けた取組みの推進

(ア) 業務継続計画()の策定

- ・業務継続計画を策定し、当該計画に基づき必要な措置を講じること。
- ・業務継続計画に従業者へ周知し、研修及び訓練を定期的実施すること。
- ・定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更すること。

(イ) 感染症の予防、まん延防止の措置

- ・対策を検討する委員会を定期的開催すること。
- ・指針を整備すること。
- ・研修及び訓練を定期的実施すること。

 **令和5年度までは努力義務、令和6年度から義務化**

()サービス提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

11

運営基準や報酬算定上必要となる委員会や会議について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。

適用例

事項	対象サービス
虐待防止のための対策検討委員会	全サービス
個別支援計画作成に係る担当者会議	通所系、入所系サービス
関係機関連携加算に係る会議	児童発達支援 放課後等デイサービス
特定事業所加算に係る会議	訪問系サービス
雇用に伴う日常生活上の相談	就労定着支援

2 事業者指導について

指導の形態と目的

(ア) 実地指導

事業者等の育成・支援を基本とし、サービスの質の確保及び適正な給付費の請求を促すもの。

【主な根拠条文】障害者総合支援法第10条第1項

(報告等)

第十条

市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

14

指導の形態と目的

(イ) 監査

指定基準違反や不正請求等が疑われる場合に事実関係把握のために実施するもの。

【主な根拠条文】障害者総合支援法第48条

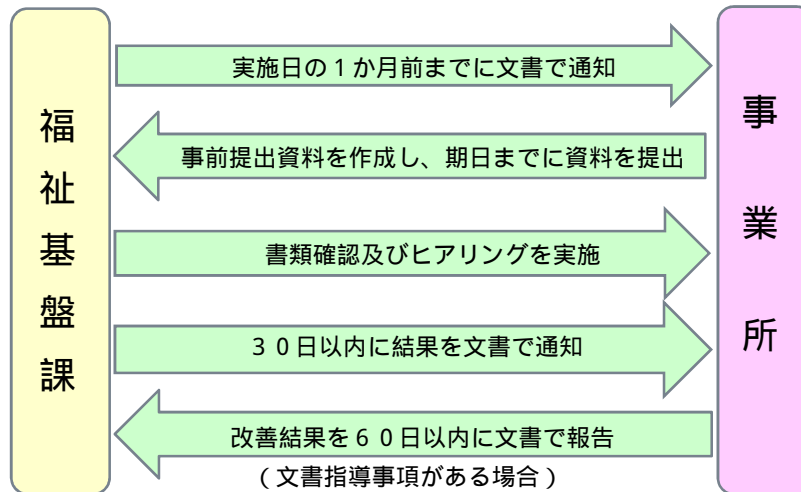
(報告等)

都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

15

実地指導について

実施指導の流れ



16

実地指導について

当日確認書類

サービス提供に関する書類

契約書、重要事項説明書、個別支援計画関係書類、サービス提供記録

請求に関する書類

実績記録票、法定代理受領通知

届出に関する書類

体制届、変更届、事故報告書等

その他

会議記録、職員研修記録、ヒヤリはっと

当日の状況で、追加で資料をお願いする場合があります。

17

過去の現地指導における事例



(ア) 個別支援計画未作成等

・個別支援計画作成に係る手続きをサービス管理責任者以外の職員が行っている。

・6か月（サービスによっては3か月）に1回以上個別支援計画の見直しが行われていない。

・担当者会議が開催されていない。

➡ 個別支援計画作成の手続きが適切に行われていない場合は、「個別支援計画未作成減算」の対象になります。

18

過去の現地指導における事例



(イ) 各種加算の算定及び取扱い

○欠席時対応加算

- ・行った相談援助の内容が記録されていない。
- ・欠席した理由が急病等による理由ではない。

○帰宅時支援加算

帰宅している利用者の居宅等における生活状況等に関する記録が作成されていない。

○児童指導員等加配加算

児童指導員等の加配職員は配置されていたものの、配置時間が足りず、算定要件を満たしていない期間があった。

➡ 加算算定要件を満たしていない場合は、返還（過誤申立）の対象になります。

19

過去の实地指導における事例



(ウ) 契約関係書類の不備

- ・ 契約が利用開始日までに締結されていない。
- ・ 契約期間が支給決定期間を超えている。
- ・ 個人情報使用に関する同意を得ていない。
- ・ 契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書等の書類について、日付の記載や利用者の押印等がない。

20

過去の实地指導における事例



(エ) その他

○定員超過

1日の利用定員を超えて、サービス提供を行っている事例が散見された。

○秘密保持

従業者及び管理者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、秘密保持に関する誓約書を作成する又は雇用契約書に秘密保持についての内容を盛り込む等の措置がされていなかった。

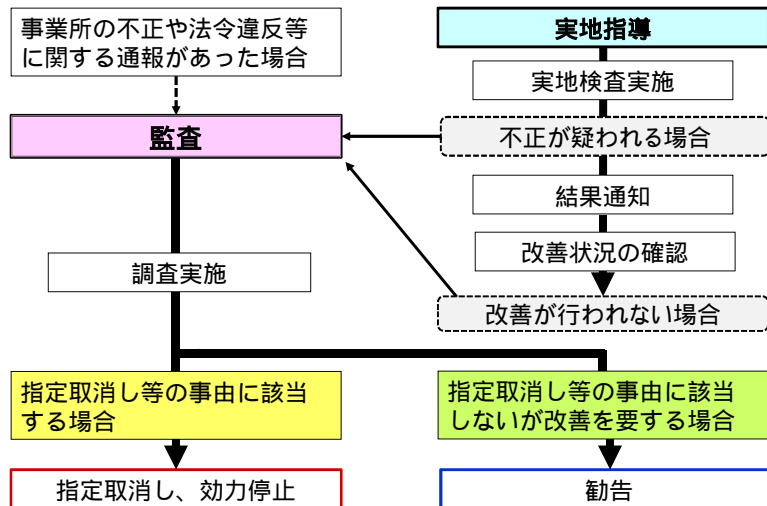
○報酬請求の誤り

報酬を誤った定員区分で請求していた。

21

監査について

指導監査の流れ>



22

監査について

行政指導について

【勧告】

指定基準に従って適正な事業運営をしていないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、指定基準を遵守するよう勧告することができます。

また、期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

【命令】

勧告を受けた事業者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるよう命ずることができます。

23

監査について

行政処分について

【指定取消し、効力停止】

以下の事由に該当する場合は、指定の取消し又は指定の効力停止の処分を行うことがあります。

主な事由

- ・ 給付費を不正に請求した場合。
- ・ 監査において虚偽の答弁をした場合。
- ・ 不正な手段により指定を受けた場合。
- ・ 人格尊重義務に違反した場合

給付費の返還について

処分に伴い返還金が生じた場合は、加算金（返還金の40/100）を上乗せして返還を命じる場合があります。

過去の行政処分事例

事例1

- 1 対象事業所
就労継続支援B型事業所
- 2 処分内容
指定取消し
障害者総合支援法第50条第1項第5号
- 3 処分理由
指定就労継続支援事業のサービスを利用した者の利用日数を水増しした上で訓練等給付費を請求し、本来得ることのできない給付費を不正に受給していたため。

過去の行政処分事例

事例2

- 1 対象事業所
短期入所事業所
- 2 処分内容
指定の全部効力の停止（3か月）
障害者総合支援法第50条第1項第2号及び第9号
- 3 処分理由
事業所の従業者が利用者に対して身体的虐待を行ったにもかかわらず、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく通報を怠り、事態を収束させていたほか、障害者虐待に関する職員研修も徹底されていなかったため。

2 事業者指導について

事業者の皆様へ

日頃から指定基準や報酬告示を確認し、適正な事業運営の確保に努めてください。また、従業者の急な退職等により、指定基準を満たす人員配置が出来なくなってしまう場合などは、速やかに届出をし、該当期間の減算等を適用するなど、指定基準や報酬告示を踏まえた対応をお願いいたします。

なお、以下のような事象が発覚すると、監査を行い、行政処分を行う場合もありますので、そのようなことが無いように留意してください。

- 虚偽の申請、届出
- 文書の偽造
- 違反状態の隠蔽など

3 周知事項

業務管理体制について

制度の趣旨

事業者等による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、事業者等に対し、業務管理体制の整備を義務付けるもの。

事業者が整備する業務管理体制の内容

整備する内容は事業所数によって異なります。

		業務執行の状況の監査
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
20未満	20以上100未満	100以上

提出が必要なケース

業務管理体制の整備に関して届け出る場合
 事業所の指定又は廃止等により届出先区分に変更が生じた場合
 届出事項に変更があった場合

業務管理体制について

提出先

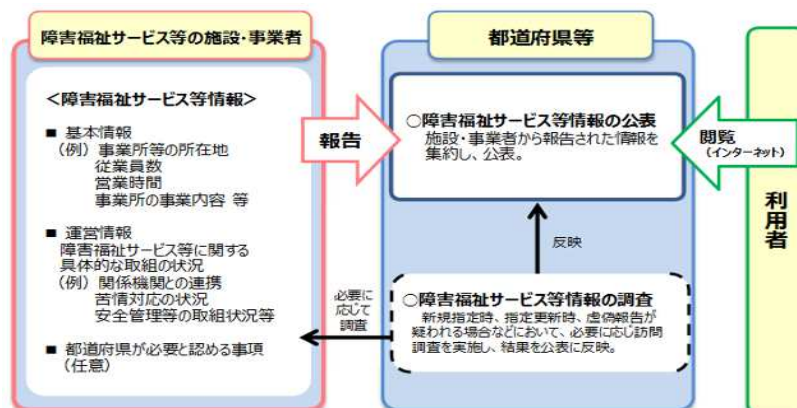
提出先は事業展開地域によって、以下の通りとなります。

事業所の所在地	届出先
事業所が2以上の都道府県に所在する場合	厚生労働省
特定相談または障害児相談を行う事業者で、すべての事業所が同一市町村に所在する場合	市町村
全ての事業所が同一指定都市に所在する場合	指定都市
上記以外の場合	神奈川県

「障害福祉情報サービスかながわ」に様式を格納しています。
 (書式ライブラリ > 4 . 相模原市からのお知らせ > 1 2 . 業務管理体制の整備)

情報公表制度について

情報公表制度は利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、事業内容等をシステムを利用して公表するものです。



情報公表制度について

<実施手順>

- 毎年5月頃にWAMから情報登録（更新）の依頼メールを送送
- 決められた期日までにサイト上で情報を更新する
- 市が審査のうえ公表

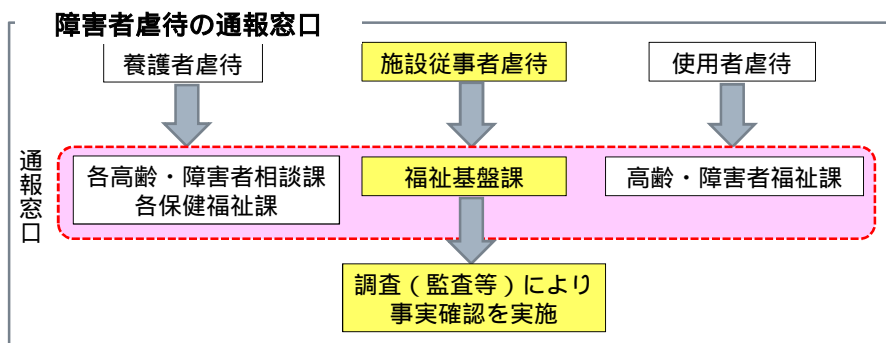
<注意事項>

- ・ **変更箇所が無い場合も含め、毎年必ず1回の報告が必要**です。
- ・ 内容に不備があった場合は、「差し戻し」をしますので、修正の上、再提出してください。
- ・ IDとパスワードは法人単位になりますので、パスワードを変更した場合は、法人内で共有してください。

虐待防止について

障害者虐待の定義による分類

分類	行為の主体
養護者による虐待	生活の世話や金銭の管理等をしている家族等による虐待
施設従事者による虐待	施設や事業所で働いている職員による虐待
使用者による虐待	雇用している事業主による虐待



虐待防止について

虐待の種類

区分	内容
身体的虐待	暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。
性的虐待	性的な行為やその強要
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

34

虐待防止について

< 虐待通報義務 > 重要

【根拠条文】障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと**思われる障害者**を発見した者は、速やかに、これを市町村に**通報しなければならない**。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 **障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。**

35

虐待防止について

事業所・施設で注意すべき点

市への通報義務は全ての職員にあります。
施設長や管理者への報告を待つ必要はありません。

虐待が疑われた時点で通報義務が発生します
虐待に該当するか施設等で判断する必要はありません。

虐待防止に関する研修は全ての職員に必要です。
非常勤職員も受講する必要があります。

36

事故報告について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、事業所の指定権を有する自治体、支給決定市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

報告対象事例

- ・ 死亡
- ・ 骨折や通院等を伴うケガ等
- ・ 誤嚥
- ・ 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等
- ・ その他、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故等
- ・ 感染症
- ・ 所在不明
- ・ 食中毒

留意事項

- ・ 事故発生時は速やかに福祉基盤課へ電話で一報のうえ、事故報告書を提出してください。
- ・ 食中毒、感染症等の発生は、施設の半数以上又は10人以上が感染又は感染の恐れがある場合は報告の対象となり、併せて保健所への報告も必要です。

37

市単独加算の見直しについて



見直しの考え方

重症心身障害者の受入れを評価する加算を拡充することで、受け皿を確保するとともに、令和3年度報酬改定等を踏まえ、国と趣旨が重複する加算の適正化を図る。

- ・重症心身障害者受入れを評価する加算の創設・拡充
- ・国の報酬と重複する加算を縮小

変更時期

令和4年10月サービス提供分から適用

38

市単独加算の見直しについて



変更内容

区分	変更内容	対象サービス
拡充	「重症心身障害者加算」の加算単位の引き上げ（+49単位） 「重症心身障害者加算」の初期加算の新設（50単位） 「送迎加算」について、重症心身障害者を送迎した場合の区分を新設（50単位）	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援
縮小	訓練系サービスにおける「送迎加算」の加算単位を見直し（10単位） 「工賃向上加算」の加算単位を見直し（10単位）	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 就労継続支援B型
その他	かながわシステムの新システム移行に伴い、各種加算単位を引き上げる。	算定対象となる全サービス

39

運営の手引について

障害福祉サービス事業を実施するために必要となる主な基準等について記載した「運営の手引き」をサービス分野別に作成しましたので、適正な事業運営に活用いただきますようお願いします。



【運営の手引きの掲載場所】

障害福祉情報サービスかながわ > 書式ライブラリ
> 4 . 相模原市からのお知らせ > 16 . 指定基準 > 3 . 運営の手引き

40

自己点検シートについて

障害福祉サービス事業が基準に沿って行われているか、事業者がセルフチェックを行うことができるよう、「指定障害福祉サービス事業所等自己点検シート」を「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載しました。

毎年6月時点の状況を点検して頂くことを想定しています。

指定障害福祉サービス事業所等自己点検シート	
事業種別【 共同生活援助(介護サービス包括型) 】	サービス事業所等自己点検シート
運営編	共同生活援助
	報酬編

【自己点検シートの掲載場所】

障害福祉情報サービスかながわ > 書式ライブラリ
> 4 . 相模原市からのお知らせ > 10 . 事業者指導

41

視聴お疲れ様でした。
本年度の集団指導は以上になります。
今回ご説明した内容は、基準等の一部になりますので、引き続き法令遵守責任者を中心に適正な運営に努めてください。

電子申請システムで「出席登録」をお願いします。